

浜田市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

令和 7 年 12 月 5 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市規則第 44 号

## 浜田市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

浜田市職員等の旅費に関する条例施行規則(令和 7 年浜田市規則第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 8 号中「国」を「市」に改める。

第 9 条第 2 項中「場合は、」を「場合における車賃は、同項第 2 号に掲げる者には」に改める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

#### (経過措置)

2 この規則による改正後の浜田市職員等の旅費に関する条例施行規則の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に出発した旅行に係る旅費について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。